

【目的】・都道府県・政令指定都市が国の基本方針を踏まえて行う、日本語教育環境の強化を目的とする関係機関等と有機的に連携した総合的な体制づくり等を支援
 ・地方公共団体が実情に応じた日本語教育の推進を図るため、都道府県・政令指定都市が行う取組に加えて、市町村の地域日本語教育の取組を新たに支援
 ・もって、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂に念頭を置いた、「生活者としての外国人」の日本語学習機会を広域的に確保

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助金1/2】

《令和2年度採択実績》 件数:37件

●都道府県・政令指定都市の総合的な体制づくりの支援

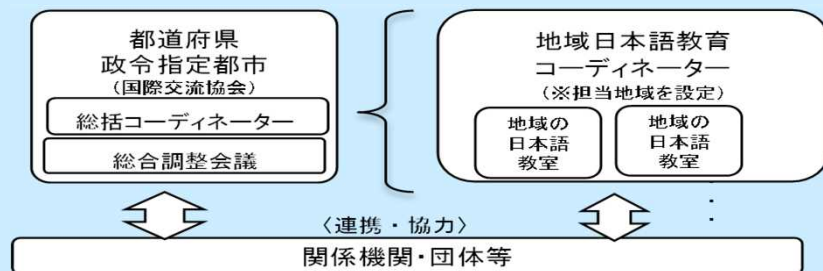
各都道府県・政令指定都市を範囲とし、指令塔機能を中核として地方公共団体等が、関係機関等と有機的に連携して行う日本語教育環境を強化する取組

▼総合的な体制づくりの推進(補助金(1/2))

総括コーディネーター・地域日本語教育コーディネーターの配置
 総合調整会議の設置等

▼先導的な日本語教育の実施(補助金(1/2))

日本語教師を活用して、関係機関(企業、大学、日本語学校、夜間中学等)と連携し、先導的に実施する持続可能な日本語教育等



●市町村の日本語教育の取組への支援

▼都道府県をはじめとする関係機関と連携した持続可能な日本語教育の取組に対し支援(補助(1/2))

日本語教育の実施、教師研修、教材作成、日本語教育の重要性の理解促進を図る住民向けセミナー等の広報活動等



補助金交付の概要

- 補助率:2分の1
- 補助額:50万円以上(上限なし)
- 事業の一部の外部委託可能
- 事務管理費も補助対象
- 前年度からの主な変更点
令和3年度はプログラムAをプログラムBに統合

<補助事業者>

- ①都道府県
- ②政令指定都市
- ③総務省認定の地域国際化協会
- ④上記③に準ずる団体

<締切>

令和3年2月12日(金)(当日消印有効)
 ※相談は随時受付